

議員提出議案

12月定例会では、議員から次の2議案が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。なお、可決した意見書は、国会及び関係行政庁等へ提出しました。

◆米軍による女性暴行事件等に関する意見書(抜粋)

去る10月16日、沖縄本島において、女性に集団暴行を行った事件が発生し、米海軍兵の男2人が沖縄県警に緊急逮捕された。女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、国民に強い衝撃と多大な不安を与えている。特に、被害者が無抵抗な女性であることを考えれば断じて許すことが出来ない卑劣な行為である。米軍当局は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等の徹底を厳命してきたにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことに対し激しい憤りを禁じ得ない。また、この事件後も米軍による暴行事件が次々と引き起こされるなど、このような事件が続発している。このように、悪質な凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍の綱紀粛正への取組みや、軍人に対しての教育のあり方

に疑問を抱かざるを得ない。よって、本市議会は、国民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く求めるものである。

1. 被害者及び家族への謝罪と完全な補償を行うこと。
2. 沖縄県民をはじめ国民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。
3. 米軍基地のいっそうの整理縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

◆建設技能者の石綿被害の拡大防止と「石綿の健康被害の救済に関する法律」の抜本改正を求める意見書(抜粋)

建築物の改修、解体に伴う石綿飛散などによる健康被害である石綿(アスベスト)被害は、建設産業従事者にとって現在進行形の公害となっている。石綿による健康被害は、欧米諸国においては製造業従事者に多いのに対して、日本では建設産業従事者に多く発生していることが特徴となっている。これは輸入された石綿の80%、90%が建設資材に使われてきたこと、多くの国が1970年代に使用を全面禁止とするなか、日本では建築基準法などで、不燃化、耐火工法として石綿の使用を義務づけて

きたこと、また、その危険性について認識していながら、建設作業従事者等に知らせず、使用する場合の注意も喚起してこなかったことなどに大きな原因がある。建設業は、重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、認定されないことも多々あり、製造業では支給されている企業独自の上乗せ補償も、建設従事者にはないのが実態となっている。年々被害者が増え続けるいま、国と建材製造企業に一刻も早く被害者と遺族が生活出来る救済の実施と、被害者拡大を根絶する対策を強く求めるものである。

1. 「石綿健康管理手帳」を利用した健康診断が受診出来る指定医療機関を拡充すること。
2. 石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医を増やすこと。
3. 認定基準の緩和を検討すること。
4. 労働災害補償制度の更なる拡充と、石綿健康管理手帳の周知及び総合的な石綿対策を講じること。
5. 「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、充分な救済、補償が受けられるよう抜本改正すること。

議会改革の推進について

議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っておりです。

近年の地方分権の進展に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後も更に増大し、条例により自主的に定めることのできる事務の範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大し、これにより議会の担う団体意思の決定機能等の更なる充実・強化が求められています。これらのことを踏まえ、各市町村議会において、議会の活動理念と共に、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を定めた議員政治倫理条例を制定する等の取り組みが自主的に進められています。本市議会においても、更なる議会改革と議会活動の活性化のため、議会基本条例等調査特別委員会を設置し、調査・研究を重ねてきましたので、これまでの取組状況等について報告します。

1. 議会基本条例について

議会や議員の在り方を明確にし、議会運営の基本原則に係る条例を制定することは、公正・透明な議会運営のために意義のあることと認識し、多くの議会において制定、または制定に向

けた検討がされています。

本議会においても、平成22年6月に議会基本条例等調査特別委員会を設置し、これまで、31回の特別委員会を開催してきました。これまでの検討により、次の項目について定めることとし、条例制定作業を進めています。

- ・ 議会及び議員の活動原則
 - ・ 市民と議会の関係
 - ・ 議会と行政の関係
 - ・ 議員間の自由討議
 - ・ その他
- ### 2. 議員政治倫理条例について
- 市議会議員が市民の厳粛な付託に応えるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、多くの市町村議会において条例化、または条例化に向けた検討がされています。本市議会においても、議員政治倫理条例の制定に向けて、議会基本条例等調査特別委員会において調査・研究を進めています。これまでの検討により、次の項目について定めることとし、条例制定作業を進めています。

- ・ 議員の責務
- ・ 倫理基準
- ・ 審査会の設置
- ・ その他